

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ドライウェル除湿系冷凍機の点検における実負荷運転に伴う異音及び温度の上昇があり、当該冷凍機を再分解したところ、吸入弁の弁座等に破損・欠損等が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
2	1号機	プロセス計算機の中央制御室内運転操作卓上のキースイッチに接点動作不良が認められたため、当該キースイッチを点検・修理	GⅢ	
3	3号機	タービン建屋西側屋外に設置されている所内変圧器用中性点接地抵抗器盤（A）内における既設盤の撤去作業中、抵抗器ユニットに取付けてあった導体板（重量：約3kg）が倒れ、作業員の顔面（上唇部）に当たり、負傷したため、対応検討	GⅡ	
4	3号機	主低圧タービン（B）ノズルダイヤフラム（下半）の浸透探傷検査において、ノズル板溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
5	3号機	主高圧タービンノズルダイヤフラムの磁粉探傷検査において、水平締付ボルト（3本）のネジ部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
6	3号機	主タービントーニング装置用電動機の絶縁抵抗値測定において、絶縁不良が確認されたため、当該電動機を点検・修理	GⅢ	
7	3号機	主低圧タービン（A）ノズルダイヤフラム（上半）の浸透探傷検査において、ノズル板溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
8	3号機	変圧器防災装置の排水ポンプ現場操作盤内のガラス面に結露水が付着しているため、当該操作盤扉のシール部等を点検・修理	GⅢ	
9	3号機	主タービン湿分分離器（No. 1）の浸透探傷検査において、線状指示模様及び円形指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
10	3号機	補給水系原子炉建屋側復水元弁の浸透探傷検査において、弁体シート面（出口側）に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
11	4号機	変圧器防災装置の排水ポンプ現場操作盤内のガラス面に結露水が付着しているため、当該操作盤扉のシール部等を点検・修理	GⅢ	
12	5号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（C）出口弁の操作ハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	GⅢ	
13	6号機	原子炉圧力容器の蓋締付けボルト取付け取外し装置の点検作業中、当該装置の内部部品（バルブピン）先端のネジ部（1箇所）が破断したため、当該部品を交換	GⅢ	
14	6号機	残留熱除去系熱交換器（B）出口導電率計（中央制御室及び現場設置の指示計）に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	GⅢ	